

四万十市津波避難計画

平成20年1月
四万十市

目 次

第1章 総則	・・・ 1
第1節 計画の目的	・・・ 1
第2節 用語の意味	・・・ 1
第2章 津波危険地域（避難対象地区）	・・・ 2
第3章 津波避難対策	・・・ 3
第1節 初動体制	・・・ 3
第2節 津波情報の収集、伝達	・・・ 3
第3節 避難勧告、指示の発令基準、伝達方法等	・・・ 4
第4節 津波対策の教育・啓発	・・・ 4
第5節 避難訓練の実施	・・・ 5
第6節 その他の留意点	・・・ 5
第7節 避難路・避難施設等の整備促進	・・・ 5
第8節 浸水予測図	・・・ 5

添付図

四万十市津波避難対象地区マップ

津波浸水予測図

（高知県津波防災アセスメント補完調査）

第1章 総則

第1節 計画の目的

津波による災害から住民等の生命、身体を安全を確保するために、円滑な津波避難を行うことを目的として本計画を策定するものである。

第2節 用語の意味

1 津波浸水予想地域

津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲をいう。過去の津波浸水履歴や「高知県津波防災アセスメント補完調査（平成17年5月）」による津波浸水区域に基づき定める。

2 避難対象地区

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき市町村が指定するもので、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想エリアがかかる地区ごとに指定する。

3 避難路

避難する場合の経路で、それぞれの地域の避難先に行くために多くの住民にとって必要不可欠だと考えられる路線の中から市町村が指定する。

4 避難経路

避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が地区内それぞれのグループ（班）ごとに設定する。

5 指定避難場所

津波の危険から避難するために、浸水予想区域の外に定める場所をいう。市が指定するもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましい。

6 避難目標地点

津波の危険から避難するために、浸水予想区域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するための目標とする地点をいう。必ずしも指定避難場所とは一致しない。

7 避難先

指定避難場所、避難目標地点及び避難タワー等人工施設を総称している。

第2章 津波危険地域（避難対象地区）

津波危険地域（避難対象地区）、避難路、避難経路、避難先は次のとおりとする。
 なお、地区により海岸からの距離あるいは避難施設や高台の有無等の条件が異なるので、地区の自主防災組織と協働して地区限定の津波避難計画の策定を促進し、その中でより詳細な内容を明示するようにする。

津波による避難の対象となる地区（津波浸水想定区域）		避難路または避難経路	避難先
下田	水戸、串江、下田	県道下田港線 市道松野山子の首線 市道錦藪線 市道保育所線 市道南北1号線 市道松野山線 西南大規模公園道 その他地区で指定した路線	下田小学校 有隣公園 下田中学校 西南大規模公園 その他近くの高台 等
	鍋島、馬越	県道下田港線 市道馬越平野線 市道鍋島平野線 市道ハザマ線 その他地区で指定した路線	馬越集会所 その他近くの高台 等
	竹島	県道下田港線 市道竹島出口線 市道四万十農園線 市道双海線 市道弓場線 その他地区で指定した路線	岩城目四所神社下 幡多中央環境施設組合 竹島小学校 その他近くの高台 等
八束	初崎、名鹿	県道布堂ヶ谷線 市道初崎線 市道初崎名鹿線 市道大名鹿線 市道小名鹿線 その他地区で指定した路線	初崎集会所 展望所 白皇神社 名鹿地区集会所 その他近くの高台 等

	間崎、津蔵渕 実崎、山路、深木	国道 321 号線 県道布堂ヶ谷線 市道間崎オドリ線 市道間崎堂ノ前線 市道初崎津蔵渕線 市道実崎線 市道実崎中通線 幡多広域農道 市道下木戸線 市道上木戸線 市道渡上り上木戸線 市道山路線 市道山路 2 号線 県道中村宿毛線 その他地区で指定した路線	天満宮 八束小学校（屋上） 薬師堂付近高台 津蔵渕集会所 その他近くの高台 等
東山	古津賀	国道 56 号線 県道下田港線 県道出口古津賀線 市道ツクダ中央線 市道森ノ下線 市道高道線 その他地区で指定した路線	幡多農業高校 中村養護学校 その他近くの高台 等

第3章 津波避難対策

第 1 節 初動体制

津波警報及び津波注意報が発令された場合の職員の連絡・参集体制は「四万十市地域防災計画（地震災害対策編）第 3 章第 1 節」による。

第 2 節 津波情報の収集、伝達

- 1 津波情報及び津波情報の受信手段、受信経路は、「四万十市地域防災計画（地震災害対策編）第 3 章第 3 節」による。
- 2 津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合には、高台等から海面状況を監視する。

- 3 被害情報の収集については、初期活動も含み「四万十市地域防災計画（地震災害対策編）第3章第3節」によるが、各職員が登庁途上においても収集するものとする。
- 4 住民等への伝達方法については、広報車による広報や消防無線放送を利用するほか、自主防災組織の連絡網を活用するなど、適時その時点で使用可能な手法で行う。

第3節 避難勧告、指示の発令基準、伝達方法等

1 避難勧告、又は指示の発令基準

- ・津波警報の認知、又は通知を受けたとき、直ちに発令する。
- ・津波注意報の通知を受けたとき、又は強い地震（震度4以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市長が必要と認めた場合に発令する。

2 伝達方法

広報車による広報や消防無線放送を使用する他、自主防災組織の連絡網を活用した伝達あるいは報道機関への協力等による適時その時点で使用可能な手法を行う。

3 発令内容

海岸付近の住民及び海浜にいる者等に対して直ちに安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

第4節 津波対策の教育・啓発

- 1 津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について津波防災啓発を行うとともに地区住民はもとより児童、生徒への啓発及び体験学習等を実施する。
- 2 地区ごとの状況に応じた津波避難計画を策定するために、地区住民等の参画を得て、タウンウォッチング等により避難先や危険箇所等の確認を行う。
- 3 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者について、普及啓発やワークショップの運営が担当できるリーダーの養成に努める。

第 5 節 避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年 1 回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努める。

第 6 節 その他の留意点

津波危険区域（避難対象地区）内における災害時要援護者等の現状把握に努めるとともに、地区住民等と共同して避難行動の援助や自動車等の使用について検討を行う。

観光協会等への関係団体と共同して、観光客や釣り客等への地理不案内の外来者等への避難対策について、チラシ等の啓発や訓練を実施する。

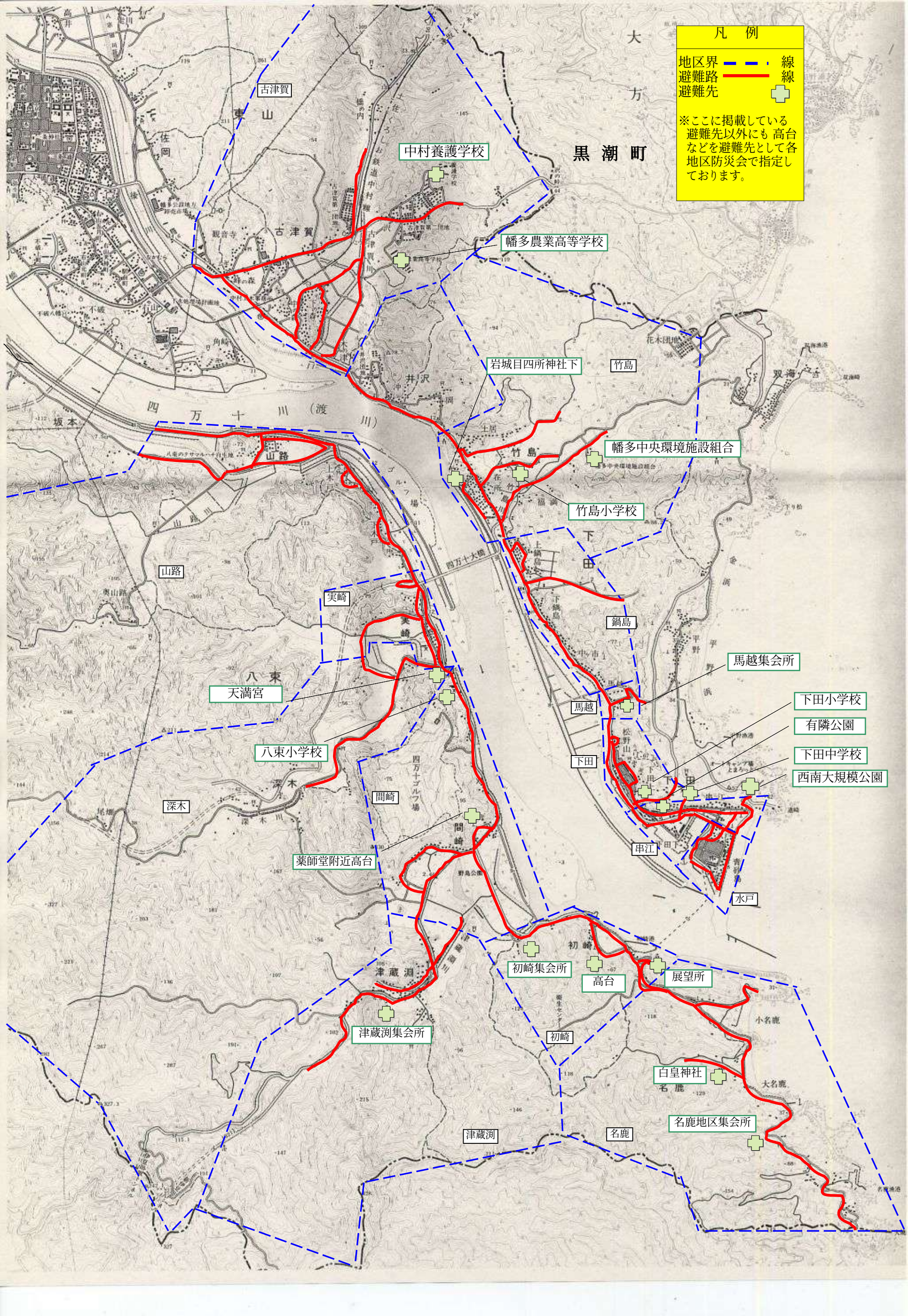
第 7 節 避難路・避難施設等の整備促進

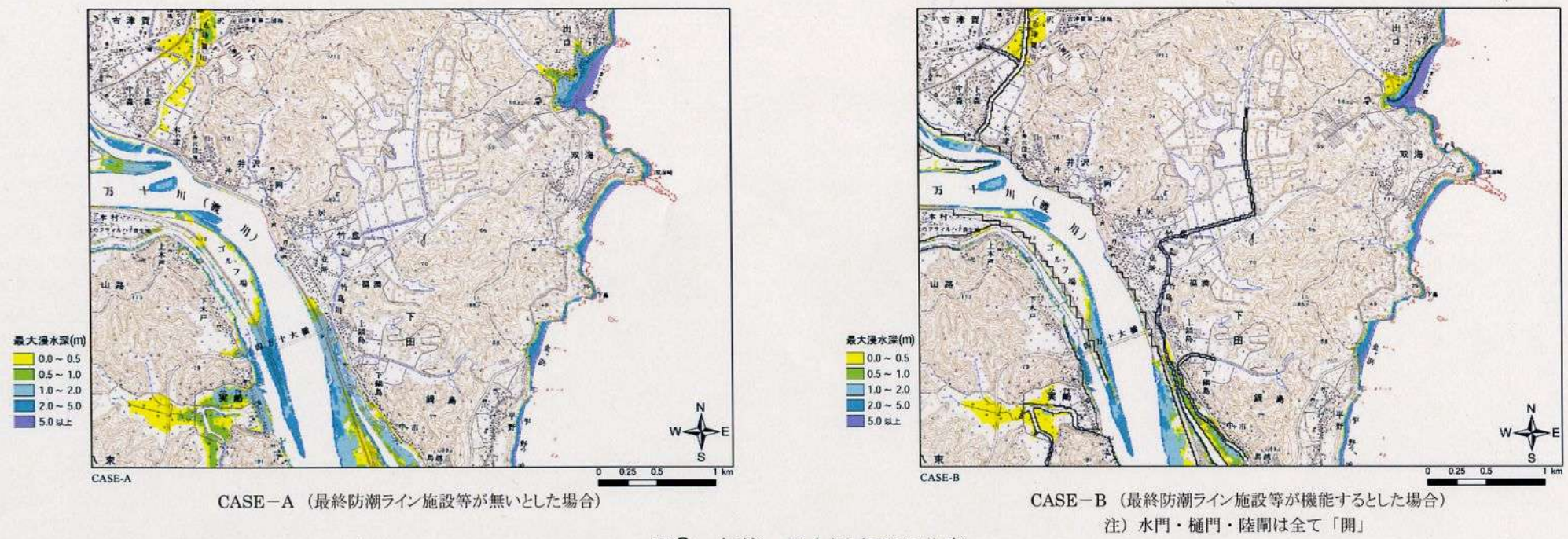
第 2 章に記載している津波浸水予想区域について、地区ごとの避難計画を策定する中で地震発生から津波到達までの間に、時間的に避難先まで避難できない、周囲に高台などが無い、また高齢であるあるいは障害がある等の理由により避難に時間を要する災害時要援護者が時間的に安全に避難できない等の課題が明確になった地区では、津波避難路の整備や津波避難タワー等人工施設の整備を推進する。

第 8 節 津波浸水予測図

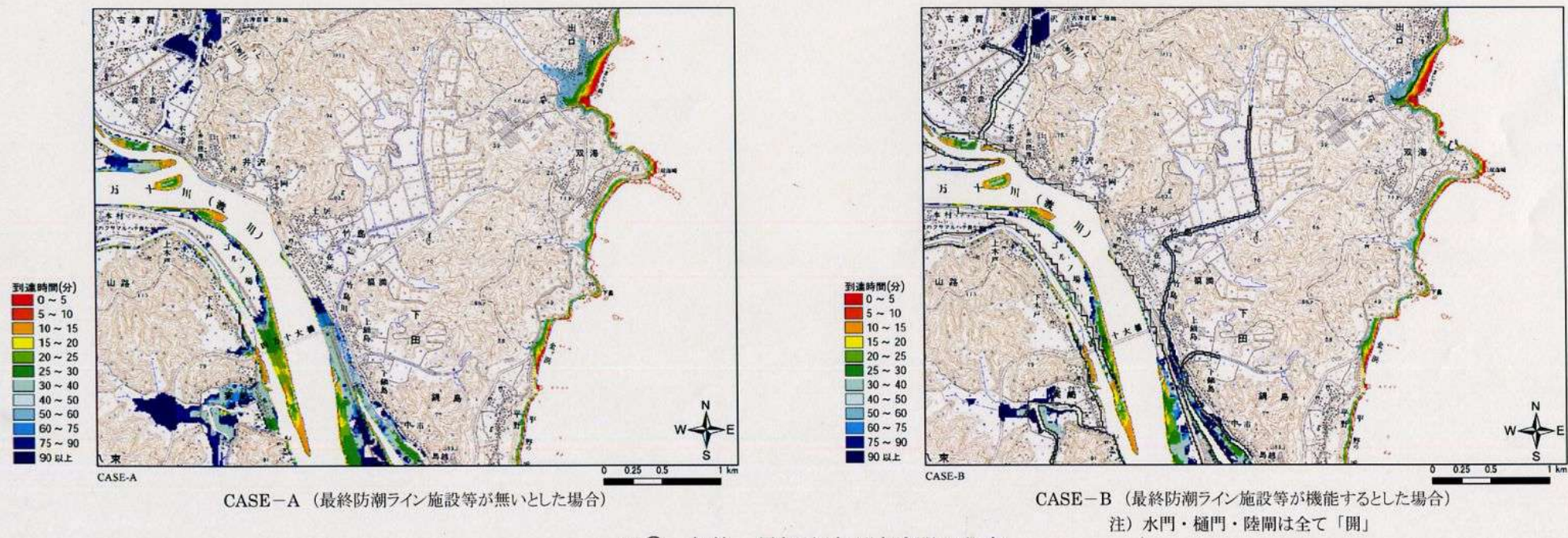
「高知県津波防災アセスメント補完調査報告書」（平成 17 年 5 月）津波浸水予測図
～想定地震 1854 年 安政南海地震（M8.4 相当）～（別図参照）

四万十市津波避難対象地区マップ

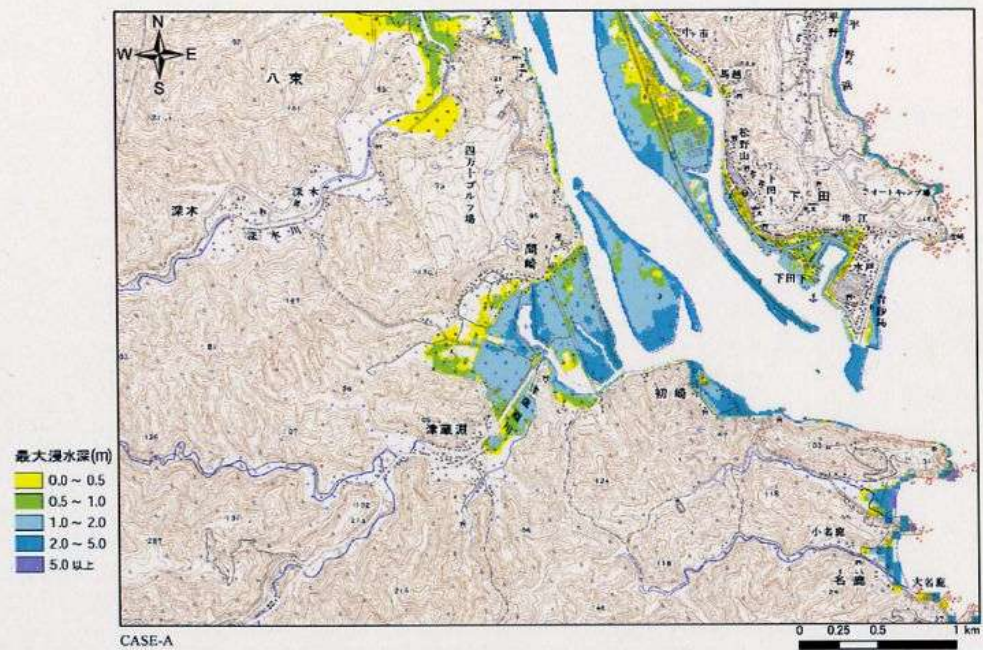




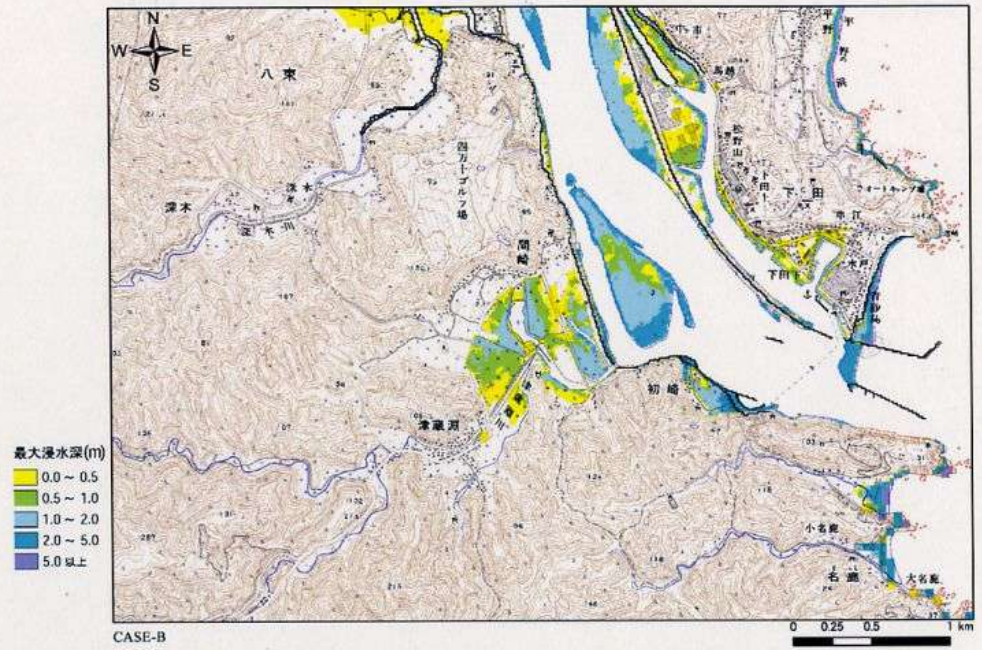
図①-包絡 最大浸水深の分布



図②-包絡 最短津波到達時間の分布



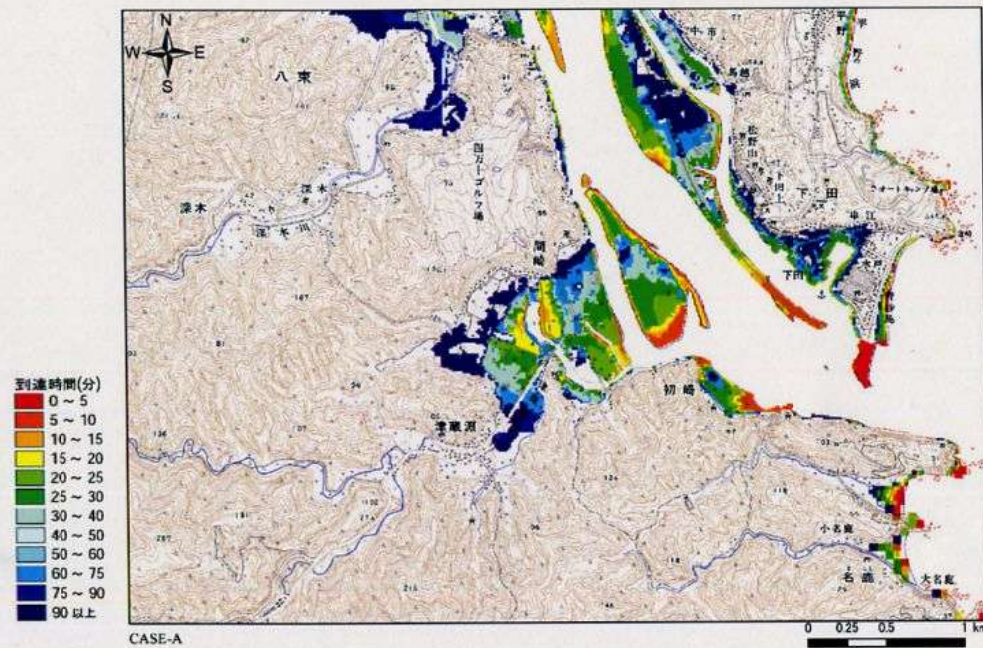
CASE-A (最終防潮ライン施設等が無いとした場合)



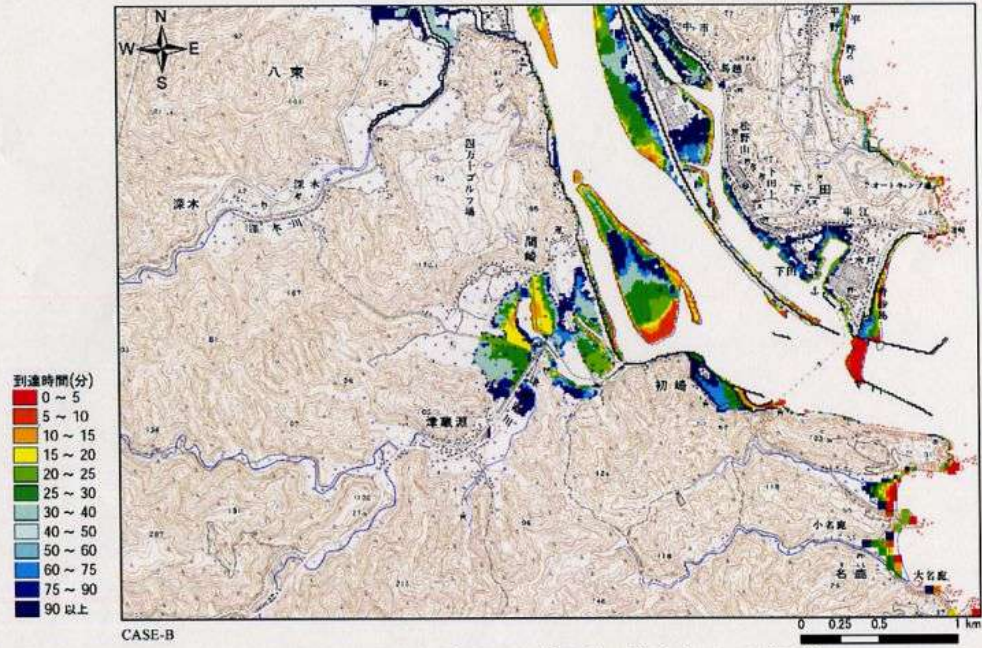
CASE-B (最終防潮ライン施設等が機能するとした場合)

注) 水門・樋門・陸開は全て「開」

図①-包絡 最大浸水深の分布



CASE-A (最終防潮ライン施設等が無いとした場合)



CASE-B (最終防潮ライン施設等が機能するとした場合)

注) 水門・樋門・陸開は全て「開」

図②-包絡 最短津波到達時間の分布